

# 議会関係各委員会構成委員 紹介



慎重な審査に欠かせない議会の重要な内部組織

# 常任委員會

社会環境の変化や行政需要の多様化に伴い、町の業務が広範囲で複雑化している中、会期中に数多くの議決事項を迅速に処理しなくてはなりません。そのため、議会では分野別に常設の委員会を設けています。

大木町では今期より、常任委員会数を減らし、総務建設産業常任委員会と文教厚生常任委員会の二委員会制となりました。

# 議会運営委員会

議会がスムーズに運営されるよう、日程や時間配分などの調整を行います。また、議会の会議規則や委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項などについても協議します。

# 特別委員会

本会議で付託された議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が特に必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査または審査を行います。

常任委員会や議会運営委員会は条例で名称や委員数などが決められていますが、特別委員会には決まりがなく、議会の議決をもって必要なときに設置でき、目的が達成されると解散されます。議会報発行特別委員会などもこれにあたります。